

津波避難ビル指定要件等について

岡山市危機管理室

1. 津波避難ビル指定要件

- (1) 津波浸水想定区域内にあること。
- (2) 耐震診断により耐震安全性が確保されていること。または、新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月施行）に準拠して建設された、鉄骨、鉄筋又は鉄骨コンクリートビル等であること。ただし、周辺に該当建築物が無い等、やむを得ない場合は、これに該当しない場合においても、指定の対象となり得る場合がある。
- (3) 原則 3 階以上であること。
- (4) 通り又は、一定の道路に面してスムーズな出入りができること。
- (5) 基本的に 24 時間対応が可能なこと。

2. 津波避難ビル指定の手続きについて

- (1) 避難ビル指定に関わる協定書を市と取り交わします。
- (2) 避難ビル標識を設置し、市ホームページ等で公表するとともに、近隣の町内会や自主防災組織に周知します。
- (3) 避難対象者数等を把握するため調査書の提出をお願いします。
(提出先：危機管理室 FAX:086-234-7066)

3. 指定後の対応について

- (1) 建物等の変化を把握するため、再度、調査票を送付することがありますので、その際は、ご協力をお願いします。
- (2) 地域で行なう訓練にご協力いただくことがあります。